

事 務 連 絡

平成18年10月17日

各厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水道事業者} \\ \text{用水供給事業者} \end{array} \right)$ 殿

各都道府県水道行政担当主管部（局）担当官 殿

厚生労働省健康局水道課

国内でのテロ事件発生に係る対応について

平成18年10月9日に北朝鮮から核実験を実施した旨の発表がなされ、我が国政府は、諸般の情勢を総合的に勘案し、10月13日に北朝鮮に対する厳格な措置をとることを閣議決定し、10月14日より実施しているところである。

こうした情勢に鑑み、左記について十分に留意の上、危機管理の対応について適切な体制整備をお願いします。

記

1 事件発生に備えた事前対処

(1) 水道施設の警備等

水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めること。

また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(2) 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。

また、給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

2 事件発生時の対処

事件発生時には、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき迅速に対応するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について（平成9年4月10日衛水第162号）」に基づき、ただちに厚生労働省宛報告するようにされたい。